

大分市子どもの学習支援事業助成金支払請求書

大分市長 佐藤樹一郎 殿

日付は、3月分の請求であれば、4月に入った後のグリーンコープへの提出予定日

申請者

記載が指定学習塾から、申請者になっています。法人にあつては、主たる事務所の所在地、及び名称並びに代表者の氏名を記載してください。

住所 東京都渋谷区代々木5-100  
氏名 株式会社 大分学習塾  
代表取締役 大分 太郎

大分

押印については、代表取締役の個人印で可。(指定学習塾申請の印である必要はありません。)

令和3年10月より押印なしでも受付可能となりました。注意事項として、記載内容に間違いがあった場合は全て書き直し提出いただくこととなります。ご注意ください。

指定学習塾名

大分学習塾 荷揚町教室

助成金について、大分市子どもの学習支援事業

実施要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

金 87,000 円

代表者の氏名の下に学習塾名と教室名を入れてください。

指定コード G-00-001-01-20-200

(内訳)

利用者コード	生徒氏名	月謝(円)	助成金の額	教室日数	出席日数
R-19-54-2-1-2-009	AA AA	20,000	10,000	16	16
R-19-23-3-1-2-109	AB BB	32,000	10,000	20	20
R-19-30-2-1-1-114	GT YY	9,000	9,000	4	2
R-19-24-1-1-1-205	BB CC	15,000	10,000	12	8
R-19-00-2-2-2-244	KK MM	18,000	10,000	15	15
R-19-20-3-1-2-300	LL OO	25,000	10,000	12	12
R-19-14-1-1-2-750	DS SE	12,000	10,000	10	10
R-19-12-2-2-2-799	FM AM	20,000	10,000	15	15
R-19-00-1-2-2-823	DG QT	8,000	8,000	4	1
		159,000	87,000		

内訳の金額訂正は可能ですので、二重線の後に訂正印を押して、正しい金額に修正してください。

請求に関わる首標金額訂正(二重線の後に訂正印)は不可です。請求書の差し替えが必要になります。

※月謝・・・利用者に対する当月分請求額(月謝相当分・教材費・テスト代)  
※助成金の額・・・上限1万円。ただし中学3年生の7・8・12・1月は上限1万5千円。

【口座情報】

ゆうちょ銀行以外の銀行	金融機関コード	998	支店コード	002
	金融機関名	渋谷	支店名	ハチ公前
	預金種目	■普通(総合) □当座	口座番号	01010101
	口座名義人(カナ)	カ オオイタガクシュウジュク	オオイタタロウ	
	口座名義人(漢字)	株式会社 大分学習塾代表	大分太郎	
ゆうちょ銀行	通帳記号		通帳番号	
	口座名義人(カナ)			
	口座名義人(漢字)			

大分市子どもの学習支援事業助成金支払請求書

大分

※7・8・12・1月度の請求書作成についてのご案内

ご案内の通り上記の月のみ、中学3年生の「助成金の額が上限1万5千円」に変更になります。利用者コード欄をご確認いただき、助成金額の記載間違いが無いようにご点検のほどお願いいたします。

令和 2年 8 月分に係る助成金について、大分市子どもの学習支援事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

123,000 円

利用者コードの内、丸印が学年表記となり、R19のコードであれば、2が3年生となります。

指定コード

G-00-001-01-20-200

(内訳)

利用者コード	生徒氏名	月謝 (円)	助成金の額	教室日数	出席日数
R-19-54-2-1-2-009	AA AA	20,000	15,000	16	16
R-19-23-1-1-2-109	AB BB	32,000	10,000	20	20
R-19-30-2-1-1-114	GT YY	9,000	15,000	4	2
R-19-24-0-1-1-205	BB CC	15,000	10,000	12	8
R-19-00-2-2-2-244	KK MM	18,000	15,000	15	15
R-19-20-1-1-2-300	LL OO	25,000	10,000	12	12
R-19-14-0-1-2-750	DS SE	12,000	10,000	10	10
R-19-12-2-2-2-799	FM AM	20,000	15,000	15	15
R-19-00-0-2-2-823	DG QT	8,000	8,000	4	1
R-20-24-3-2-2-120	PP II	30,000	15,000	20	20
合計		189,000	123,000		

利用者コードの内、丸印が学年表記となり、R20のコードであれば、3が3年生となります。令和2年8月以降R20の決定通知書のうち、8月度分は混在することになります。

※月謝・・・利用者に対する当月分請求額 (月謝相当分・教材費・テスト代)

※助成金の額・・・上限1万円。ただし中学3年生の7・8・12・1月は上限1万5千円。

【口座情報

注意事項※8月請求分

【利用者の助成期間】

	...	R2.6月	R2.7月	R2.8月	R2.9月	R2.10月	...
R-19の利用者							
R-20の利用者(新規)							
R-20の利用者(更新)							

利用者の助成期間は新規利用者と更新利用者と助成期間が異なります。そのため、8月請求分は、R-19の利用者とR-20の利用者(新規)が混在します。

8月の請求書作成の際は、利用者コードに特に注意をして作成してください。